

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正する件（告示案）」の概要

平成27年 9月 日
特定個人情報保護委員会事務局

1. 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第4条及び第37条に基づき、行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針として「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号。以下「本ガイドライン」という。）」が定められているところである。

今般、「サイバーセキュリティ戦略」が平成27年9月4日に閣議決定されたこと等を踏まえ、本ガイドラインの（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の一部を改正するものである。

2. 改正の内容

主な改正の内容は、次のとおりである。

（1） 組織的安全管理措置：

- ① 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備において、情報漏えい等事案に対応する手順等の整備を追加
- ② 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しにおいて、定期の点検又は監査の実施について明記

（2） 人的安全管理措置：

- ① 事務取扱担当者等の教育において、保護責任者への教育を追加
- ② 法令・内部規程違反等に対する厳正な対処を追加

（3） 技術的安全管理措置：

- ① 不正アクセス等による被害の防止等において、個人番号利用事務において使用する情報システムに関する対策を追加
- ② 情報漏えい等の防止において、特定個人情報ファイルを機器又は電子媒体等に保存する場合の秘匿について追加

その他、手法の例示を追加・修正するとともに、表現の適正化の観点から、所要の字句の修正を行う。

3. 告示日等

告示日：平成27年10月5日（予定）

適用日：告示の日